

2024 年度税制改正大綱 金融・不動産関連の主な改正点

December 2023

In brief

2024 年度(令和 6 年度)税制改正大綱(以下「2024 年度税制改正大綱」)が、2023 年 12 月 14 日に、自由民主党・公明党両党より公表されました。今後、当該大綱に基づき改正法案が国会に提出され、2024 年度税制改正の内容が確定することとなります。なお、今後の審議等の状況によっては、内容に変更がある可能性がありますのでご注意ください。

自由民主党・公明党両党より公表の「令和 6 年度税制改正大綱」につきましては以下をご参照ください。

https://storage2.jimin.jp/pdf/news/policy/207233_1.pdf

本ニュースレターでは、2024 年度税制改正大綱のうち、金融・不動産業界に特有の主な改正点と、第 212 回国会で可決・成立し、投資法人の利益の定義が見直しされた「金融商品取引法等の一部を改正する法律」について、併せて解説します。

In detail

1. 国際最低課税(グローバル・ミニマム課税)の見直し

各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税等に関して、所得合算ルール(IIR : Income Inclusion Rule)については、OECD により発出されたガイダンスの内容や、国際的な議論の内容を踏まえた制度の明確化等の観点から、所要の見直しを行うこととされます。国内ミニマム課税(QDMTT : Qualified Domestic Minimum Top-up Tax)を含め、OECD において来年以降も引き続き実施細目が議論される見込みであるもの等については、国際的な議論を踏まえ、2025 年度税制改正以降での法制化が検討されることになりました。詳しくは、別途配信の Japan Tax Update をご確認ください。

2. 暗号資産の期末時価評価課税の見直し

法人が有する市場暗号資産に該当する暗号資産で譲渡についての制限その他の条件が付されている暗号資産の期末における評価額は、次のいずれかの評価方法のうちその法人が選定した評価方法(自己の発行する暗号資産でその発行の時から継続して保有するものにあつては、次の①の評価方法)により計算した金額とするほか、所要の措置が講じられます。

- ① 原価法
- ② 時価法

(注 1) 上記の「譲渡についての制限その他の条件が付されている暗号資産」とは、次の要件に該当する暗号資産とされます。

- ① 他の者に移転できないようにする技術的措置がとられていること等その暗号資産の譲渡についての一定の制限が付されていること。

- ② 上記①の制限が付されていることを認定資金決済事業者協会において公表させるため、その暗号資産を有する者等が上記①の制限が付されている旨の暗号資産交換業者に対する通知等をしていること。

(注2) 上記の評価方法は、譲渡についての制限その他の条件が付されている暗号資産の種類ごとに選定し、その暗号資産を取得した日の属する事業年度に係る確定申告書の提出期限までに納税地の所轄税務署長に届け出なければならないこととされます。なお、評価方法を選定しなかった場合には、上記の原価法により計算した金額がその暗号資産の期末における評価額とされます。

3. ストックオプション税制の見直し

特定の取締役等が受ける新株予約権の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等(ストックオプション税制)について、次の措置が講じられます。

- ① 適用対象となる新株予約権に係る契約の要件について、「新株予約権を与えられた者と当該新株予約権の行使に係る株式会社との間で締結される一定の要件を満たす当該行使により交付をされる株式(譲渡制限株式に限る)の管理等に関する契約に従って、当該株式会社により当該株式の管理等がされること」との要件を満たす場合には、「新株予約権の行使により取得をする株式につき金融商品取引業者等の営業所等に保管の委託等がされること」との要件を満たすことが不要とされます。
- ② その年における新株予約権の行使に係る権利行使価額の限度額について、次のとおりとされます。
 - イ 設立の日以後の期間が5年未満の株式会社が付与する新株予約権については、当該限度額が2,400万円(現行:1,200万円)に引き上げられます。
 - ロ 一定の株式会社が付与する新株予約権については、当該限度額が3,600万円(現行:1,200万円)に引き上げられます。

(注) 上記の「一定の株式会社」とは、設立の日以後の期間が5年以上20年未満である株式会社で、金融商品取引所に上場されている株式等の発行者である会社以外の会社又は金融商品取引所に上場されている株式等の発行者である会社のうち上場等の日以後の期間が5年未満であるものをいいます。

4. エンジェル税制の見直し

特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等及び特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等について、次の措置が講じられます。

- ① 適用対象となる特定新規中小企業者に該当する株式会社等により発行される特定株式の取得に要した金額の範囲に、当該特定株式が当該株式会社等により発行された一定の新株予約権の行使により取得をしたものである場合における当該新株予約権の取得に要した金額が加えられます。
- ② 中小企業等経営強化法施行規則の改正を前提に、適用対象に、特定新規中小企業者に該当する株式会社等により発行される特定株式を一定の信託を通じて取得をした場合が加えられます。
- ③ 本特例の適用を受けた控除対象特定株式に係る同一銘柄株式の取得価額の計算方法について、特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例の適用を受けた控除対象特定新規株式に係る同一銘柄株式の取得価額の計算方法と同様とする見直しが行われます。

5. 過大支払利子税制における超過利子額の繰越期間の延長

過大支払利子税制の適用により損金不算入とされた金額(超過利子額)の損金算入制度について、2022年4月1日から2025年3月31日までの間に開始した事業年度に係る超過利子額の繰越期間が10年(現行7年)に延長されます。

6. 店頭デリバティブ取引の証拠金に係る利子の非課税措置の延長

外国金融機関等が国内金融機関等との間で行う店頭デリバティブ取引に伴い当該国内金融機関等に預託する一定の証拠金から生じる利子につき所得税が非課税になる措置について、適用期限が3年間(2027年3月31日まで)延長されます。

7. 日本版スクークに係る非課税措置の廃止

非居住者または外国法人が振替特定目的信託受益権のうち社債的受益権に該当するものにつき支払を受ける剰余金の配当等の非課税措置は、適用期限の到来をもって廃止されます。

8. トークン化公社債に係る利子の源泉徴収の不適用

公共法人等及び公益信託等に係る非課税及び金融機関等の受ける利子所得等に対する源泉徴収の不適用の適用対象に、電子記録移転有価証券表示権利等に該当する社債等であって、金融商品取引業者等によって一定の要件を満たす方法により管理されるものの利子等を加えることとされます。

9. 特定口座へ受入れ可能な上場株式等の拡大

特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例等について、特定口座に受け入れることができる上場株式等の範囲に、居住者等が金融商品取引業者等に開設する非課税口座及び特定口座に係る同一銘柄の上場株式等について生じた株式の分割等により取得する上場株式等を加えることとされます。

10. NISA の利便性向上等

非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置(NISA)等について、金融商品取引業者等の営業所の長は廃止通知書の交付に代えて、電磁的方法により当該廃止通知書に記載すべき事項を提供できることとされる等の措置が講じられます。

11. 非居住者に係る暗号資産等取引情報の自動的交換のための報告制度の整備等

非居住者に係る暗号資産等取引情報の自動的交換のための報告制度が整備され、また、非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度には特定電子決済手段等が含まれることとなります。

12. 不動産に係る流通税の軽減措置

宅地評価土地の取得に係る不動産取得税の課税標準を価格の2分の1とする特例措置の適用期限が3年間(2027年3月31日まで)延長されます。また、住宅及び土地の取得に係る不動産取得税の標準税率(本則4%)を3%とする特例措置の適用期限が3年間(2027年3月31日まで)延長されます。

13. 投資法人の利益の定義の見直し

投資信託及び投資法人に関する法律で定められている投資法人の「利益」の算定について、評価・換算差額等の評価額をその算定の基礎から控除するための「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が2023年11月20日に成立しました。施行については、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日とされており、施行日以後に開始する営業期間に係る利益について適用することとされています。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 税理士法人

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1 丁目 2 番 1 号 Otemachi One タワー

Email: jp_tax_pr-mbx@pwc.com

www.pwc.com/jp/tax

パートナー
中村 賢次

パートナー
スチュアート ポーター

パートナー
高木 宏

パートナー
齋木 信幸

パートナー
松永 智志

パートナー
箱田 晶子

パートナー
野中 貴史

パートナー
杉山 清悟

パートナー
比留間 延佳

パートナー
藤野 孝太郎

パートナー
青木 一憲

パートナー
小林 慎理

パートナー
ロブ キスナー

マネージング・ディレクター
鬼頭 朱実

ディレクター
今村 恭子

ディレクター
安武 幹雄

ディレクター
西川 真由美

ディレクター
ナンシー コン

ディレクター
堀内 学

ディレクター
吉田 城男

過去のニュースレターのご案内

[過去のニュースレターを読む](#)

ニュースレター配信のご案内

PwC Japan グループでは、会計基準や税制、法令等に関するニュースレターを発行しております。

[配信を登録する](#)

e-learningのご案内

PwC 税理士法人は「Tax Academy」を開設し、国際税務領域の人材育成支援を目的とした e-learning コンテンツを 2022 年 10 月より配信しています。

「Tax Academy」のシリーズ講座は、日本企業が海外に事業展開する際に事前に検討すべき論点を網羅しているほか、当法人の国際税務領域における豊富な実務経験や、PwC グローバルネットワークを通じて得た知見を生かすことで広範囲な専門分野をカバーしています。各コースを通じて、国際税務を基礎から体系的に学びたい方や、企業の税務部門担当として国際税務の知識を身に付けてスキルアップしたい方をサポートします。詳細は以下をご参照ください。

[お申し込み・詳細](#)

PwC 税理士法人は、企業税務、インターナショナルタックス、M&A 税務、税務業務のデジタルトランスフォーメーション (DX) などを含む幅広い分野の税務コンサルティングにおいて、PwC グローバルネットワークと連携しながら、ワンストップでサービスを提供しています。国内外のプロフェッショナルの知見と経験を結集し、企業のビジネスパートナーとして重要な経営課題解決を包括的にサポートします。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose (存在意義) としています。私たちは、世界 151 カ国に及ぶグローバルネットワークに 364,000 人以上のスタッフを擁し、高品質な監査、税務、アドバイザーサービスを提供しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2023 PwC Tax Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.